

## 契約締結後の公表

施設維持管理業務委託(物品調達)について、次のとおり地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第 1 項第 3 号(第 4 号)の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成 7 年水戸市規則第 16 号)第 129 条の2第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年 10 月 14 日

水戸市長 高 橋 靖

### 1 随意契約の内容

- (1) 業務名(物品名) 口座振替勸奨通知印刷及び封入封緘業務委託
- (2) 契約日 令和4年 10 月 14 日
- (3) 契約金額 102,788 円
- (4) 工期(納期限) 令和4年 11 月 18 日

### 2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市赤塚1丁目1番地
- (2) 名称 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会  
会長 保立武憲

### 3 契約の相手方とした理由

上記相手方は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 13 項に定める「就労移行支援」及び第 14 項に定める「就労継続支援」を行う障害福祉サービス事業者であり、障害者の能力に応じた就労支援を行い、工賃の向上を目標としていることから、本市における障害者の社会参加の促進のため、当該相手方と随意契約を結んだものです。